

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百六十九号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第四十五号）附則第五項の知事が別に定める建築物並びに同項の規定により読み替えて適用される同条例による改正後の埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第百十八号金額の欄イ(3)一の知事が別に定める建築物及び同欄ロ(3)の知事が別に定めるものを次のように定め、公布の日から施行する。

令和二年埼玉県告示第二百九十五号（低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち共同住宅の共用部分の床面積を除く建築物等）は、廃止する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例附則第五項の知事が別に定める建築物並びに同項の規定により読み替えて適用される同条例による改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百十八号金額の欄イ(3)一の知事が別に定める建築物及び同欄ロ(3)の知事が別に定めるものは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示（令和四年経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号）附則第二項及び第六項の規定によりなお従前の例によることとされた同告示による改正前の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成二十四年経済産業省・国土交通省・環境省告示第百十九号）一の第2の2―3(2)ロの算定方法により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物とする。